

第 5 7 号議案

ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 2 0 年ふじみ野市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条（見出しを含む。）中「家庭系一般廃棄物」を「家庭系廃棄物」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 2 5 条関係）

（単位：円）

種別	区分		単位	金額		
一般廃棄物の処理	家庭系廃棄物	マットレス（スプリング入りに限る。）	1 枚につき	1, 5 0 0		
		折りたたみベッド	1 台につき	1, 0 0 0		
		マッサージチェア	1 台につき	1, 5 0 0		
		座椅子（不燃素材を使用しているものに限る。）	1 台につき	5 0 0		
		ソファ	スプリング入り	3 人以上用	1 台につき	1, 5 0 0
				2 人用	1 台につき	1, 0 0 0
				1 人用	1 台につき	5 0 0
			スプリングなし（不燃素材を使用しているものに限る。）	1 台につき	5 0 0	
		オルガン	1 台につき	1, 5 0 0		
		電子ピアノ	1 台につき	1, 5 0 0		
		電動機付健康器具（最長辺が 1 m 以上のものに限る。）	1 台につき	1, 0 0 0		
		自動車用キャリアボックス	1 台につき	5 0 0		
		自転車	1 台につき	5 0 0		
	畳	1 枚につき	5 0 0			
	事業系一般廃棄物	1 0 k g につき	2 2 0			
産業廃棄物の処理	法第 1 1 条第 2 項に規定する産業廃棄物のうち市が定める物		1 0 k g につき	2 2 0		
動物の死体の処分			1 頭につき	1, 0 0 0		

備考 市民が家庭系廃棄物を市の処理施設に搬入したときの手数料は、この表の金額に 0. 5 を乗じて得た額とする。

別表第 2（第 3 2 条関係）

（単位：円）

種別	単位	金額
一般廃棄物処理業の許可申請手数料	1 件につき	5, 0 0 0
一般廃棄物処理業許可証の再交付手数料	1 件につき	3, 0 0 0

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年 6 月 1 8 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

廃棄物の処理手数料を改定するため、ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。